ひな形です。下線の空欄（期間・裁判所・日付・当事者）を埋めて使います。締結の前に、弁護士などの専門家に内容を確かめてもらってください。この注記は、締結する版では消してください。

秘密保持契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）とシマント・ドットコム株式会社（以下「乙」という。）は、甲の業務へのAI等の導入に関する診断・助言・伴走の支援（以下「本件業務」という。）の検討および実施にあたり、相互に開示する秘密情報の取扱いについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲および乙が、本件業務の検討および実施（以下「本目的」という。）のために相手方に開示する秘密情報を、適切に管理し、本目的以外に使わないことを定める。

第2条（秘密情報）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、一方の当事者（以下「開示者」という。）が他方の当事者（以下「受領者」という。）に、書面、電磁的記録、口頭、現物の提示その他方法を問わず開示した、技術上・営業上その他一切の情報をいう。聞き取りの内容、議事録、帳票・画面・業務の記録の写し、写真および録音を含む。
2. 前項の情報のうち、口頭または現物の提示により開示したものは、開示の際に秘密である旨を示したものに限る。ただし、聞き取りおよび現場の見学で知った甲の情報は、示しの有無にかかわらず秘密情報とする。

第3条（秘密情報から除くもの）

前条の定めにかかわらず、次のいずれかにあたる情報は、秘密情報に含まない。受領者は、これにあたることを書面等で示せる場合に限り、これを主張できる。

(1) 開示を受けたときに、すでに公知であったもの
(2) 開示を受けたあとに、受領者の責めによらず公知となったもの
(3) 開示を受けたときに、すでに受領者が正当に持っていたもの
(4) 正当な権限を持つ第三者から、秘密保持の義務を負わずに正当に入手したもの
(5) 開示を受けた情報によらず、受領者が独自に作ったもの

第4条（秘密保持）

1. 受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. 受領者は、本目的のために必要な範囲で、自らの役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り秘密情報を開示できる。この場合、受領者は役員等に本契約と同等の義務を負わせ、その違

反について責任を負う。

3. 受領者は、本目的のために必要な範囲で、弁護士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家に秘密情報を開示できる。
4. 受領者は、法令、裁判所または行政機関の命令により開示を求められたときは、その求めに応じる範囲で秘密情報を開示できる。この場合、受領者は、法令上できる限り、事前に開示者へ知らせる。

第5条（目的外の使用の禁止・複製）

1. 受領者は、秘密情報を本目的以外に使ってはならない。
2. 受領者は、本目的のために必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならない。複製したものも秘密情報として扱う。

第6条（AI 等の情報処理サービスの利用）

1. 乙は、本目的のために、生成 AI その他の外部の情報処理サービス（以下「AI サービス」という。）で秘密情報を扱うことがある。この場合、乙は、扱う AI サービスと、渡す情報の範囲を、あらかじめ甲に説明し、甲の承諾を得る。
2. 乙は、入力した情報を AI サービスの提供者が自らの AI の学習に使わない契約または設定のある AI サービスに限り、秘密情報を入力できる。
3. 乙は、甲が渡さないと定めた情報を、AI サービスに入力してはならない。
4. 乙は、AI サービスが出力したものを、内容を確かめたうえで本件業務に使う。

第7条（個人情報）

秘密情報に個人情報（個人情報の保護に関する法律に定めるものをいう。）が含まれるときは、受領者は、同法その他の法令を守り、本目的に必要な範囲で扱う。

第8条（返還・消去）

1. 受領者は、開示者から求められたとき、または本契約が終了したときは、開示者の指示に従い、秘密情報（複製したものを含む。）を速やかに返還し、または消去もしくは廃棄する。
2. 受領者は、開示者から求められたときは、前項の返還、消去または廃棄をしたことを書面で知らせる。

第9条（漏えいのときの対応）

受領者は、秘密情報の漏えい、紛失その他の事故が起きたとき、またはそのおそれがあると知ったときは、直ちに開示者へ知らせ、被害を広げないための措置をとり、開示者の指示に従って対応する。

第10条（権利の不付与）

本契約に基づく秘密情報の開示は、開示者が持つ特許権、著作権その他の知的財産権について、受領者に権利を与えるものではない。

第11条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害（通常生ずべき直接の損害に限る。）を賠償する。

第12条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から＿＿＿＿年間とする。ただし、期間の満了の＿＿＿＿か月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、同じ条件でさらに＿＿＿＿年間延長し、その後も同様とする。
2. 第4条、第5条、第7条、第8条、第9条および第11条の定めは、本契約の終了後も＿＿＿＿年間有効とする。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙が誠実に協議して決める。

第14条（管轄）

本契約に関する紛争は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を持つ。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

甲

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

印

乙

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 シマント・ドットコム株式会社

代表者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

印